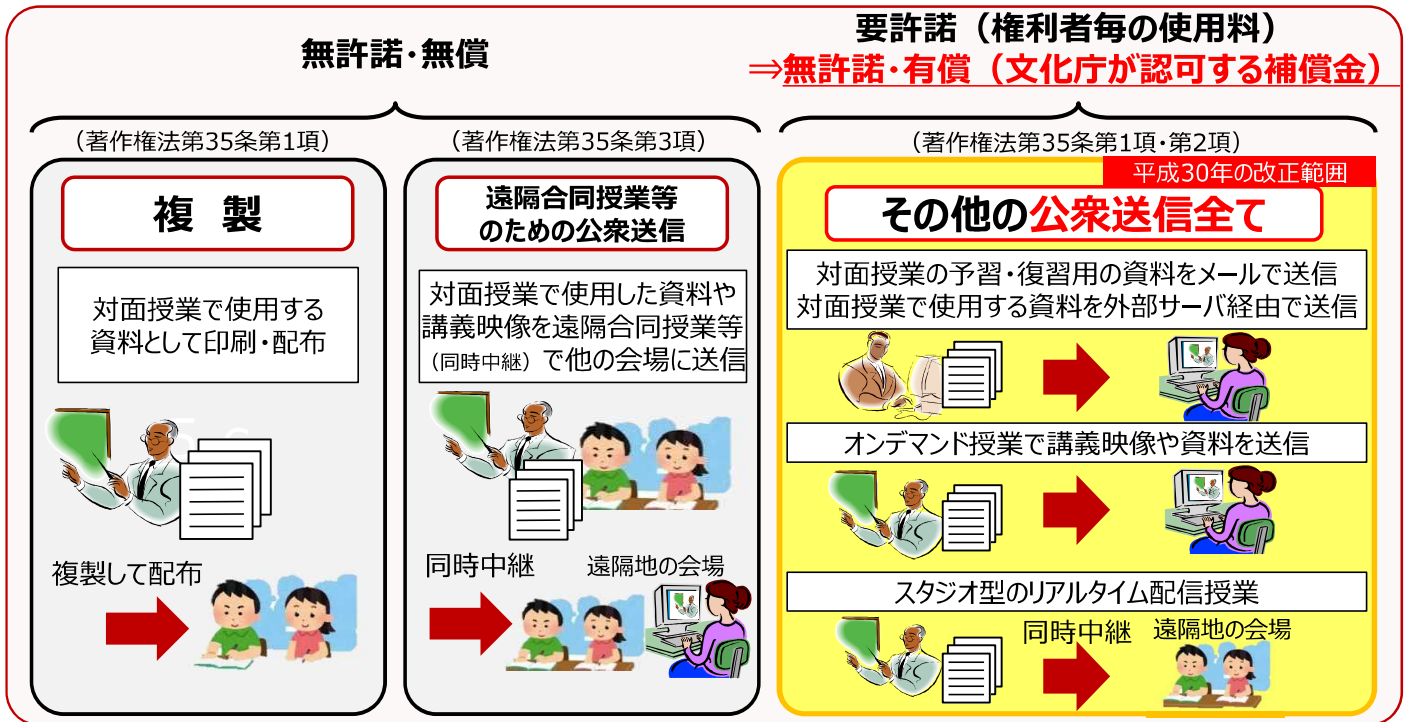


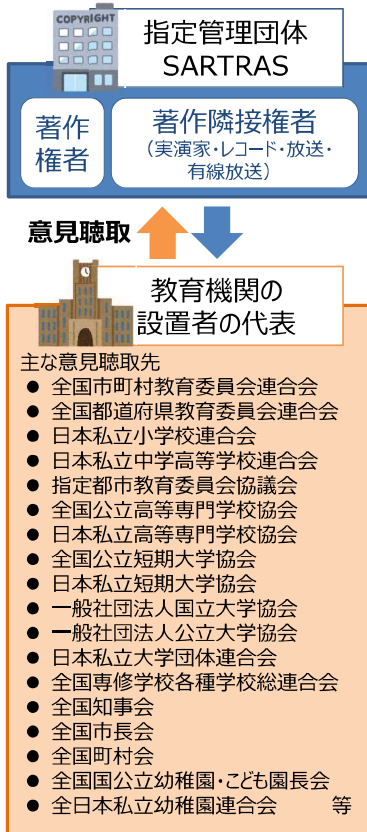
平成30年著作権法改正（授業目的公衆送信補償金制度）概要

- ICTを活用した教育を推進するため、**著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス**をとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を**無許諾利用**できる範囲が拡大。



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

指定管理団体（SARTRAS）による認可申請の概要（補正後）



- **意見聴取期間** 令和2年8月6日～9月23日
- **認可申請** 令和2年9月30日 ⇒ **令和2年12月18日に認可**
申請内容をSARTRASウェブページに掲載し、設置者代表へ通知
- **意見聴取を踏まえた認可申請の補償金額**
 - **補償金の料金体系と金額**
 - ① 学校種別の**年間包括料金（公衆送信の回数は無制限）**
授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生 1人当たりの額
(意見聴取の際の額⇒意見聴取を踏まえた認可申請額)
 - 大学 800円 ⇒ **720円** (月平均60円) 【主な意見】 補償金額の無償化又は低廉化
 - 高校 500円 ⇒ **420円** (月平均35円) 補償金額算定の根拠の明確化
 - 中学校 260円 ⇒ **180円** (月平均15円) 経過措置の必要性
 - 小学校 200円 ⇒ **120円** (月平均10円) 利用実態調査の負担軽減
 - 幼稚園 100円 ⇒ **60円** (月平均 5円) 制度の周知等
 - 社会教育施設、公開講座等 申請手続等の簡便化 等
 - 30人を定員とする 1 講座・講習を 1 回の授業として、
10回毎に3,000円 ⇒ **1回毎に300円**
 - ② 公衆送信の都度支払う場合の料金
1回・1人当たり10円
(対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎)
※事前届出と送信回数の証拠データの提出が必要
⇒前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出
- **補償金額の算出根拠**
著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出
- **定期的な見直し**
3年経過後毎に、必要があると認めるときは、検討を加え、必要な措置を講ずる